①　公報の種類

特許等の公報は、先行技術を調査するときや、拒絶理由通知で引用されるときや、権利侵害で警告するときなどに使用されますが、いくつか種類があります。なお、2022年1月12日で再公表特許が廃止されます。

公報の種類	発行時期	内容
公開特許公報	特許出願から1年6月経過後 出願公開請求をするとその前に発行されます。	審査の状況に関わらず出願内容が公開されます。 特許になっている訳ではなく、また特許になっても内容が変わっている場合もあります。 出願公開前に拒絶査定が確定すると発行されません。 出願中の侵害に対し補償金請求権を発生させる場合は、出願公開させておく必要があります。
特許公報	特許権の設定登録後	特許になった場合に発行されます。 特許公報発行から6月以内は異議申立が可能です。 存続期間満了等で特許権が消滅している場合もあります。
公告公報	既に廃止	以前の制度では、特許査定後に公告公報を発行して異議申立期間を経た上で設定登録されていました。
公表公報	外国語特許出願の日本国移行後	外国でPCT国際出願がされ、日本国に国内移行したものを国内公表しています。
再公表公報	日本語特許出願の日本国移行後 2022年1月12日に廃止	日本でPCT国際出願がされ、日本国に国内移行したもので、国際公開公報を日本国内で再公表したものです。 法律上の規定はなく、特許庁のサービスです。
国際公開公報	PCT国際出願の優先日から1年6月経過後	日本出願を基礎として国際出願したときは、日本の出願日が優先日となります。WIPOの国際事務局が公開します。
登録実用新案公報	実用新案権の設定登録後	実用新案は無審査で登録されるので、新規性や進歩性が怪しい場合もあります。
公開実用新案公報 実用新案登録公報	既に廃止	実用新案がまだ審査されていた頃の公報です。
登録意匠公報	意匠権の設定登録後	意匠が登録になった場合に発行されます。
登録商標公報	商標権の設定登録後	商標が登録になった場合に発行されます。 公報発行から2月以内は異議申立が可能です。
公開商標公報	商標登録出願後	出願されただけで登録になるかどうかは不明です。

こちら特許部
NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp